

令和4年12月28日

主文

後記「事実」欄第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第3の2記載の原処分を取り消し、国民年金法(以下「国年法」という。)による老齢基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢厚生年金(以下、これらを併せて「老齢給付」という。)の支給を求めるというものである。

第2 事案の概要

本件は、日本人である請求人が、昭和○年○月から昭和○年○月(○歳から○歳)までの間海外に居住していたと主張して、厚生労働大臣に対し、老齢給付の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)したところ、厚生労働大臣が、受給資格要件を満たしていないとして老齢給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をしたことを不服として、請求人が審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、本件裁定請求をした。
- 2 厚生労働大臣は、請求人に対し、令和○年○月○日付けで、「老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるために必要な資格要件を満たしていないため」として、老齢給付を支給しない旨の処分(原処分)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経

て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1(1) 老齢基礎年金の支給要件について、国年法第26条は、「保険料納付済期間又は保険料免除期間(…)を有する者が65歳に達したときに、その者に支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年に満たないときは、この限りでない。」と規定している。
- (2) また、国年法附則第9条第1項は、「保険料納付済期間又は保険料免除期間…を有する者…のうち、同法第26条ただし書に該当する者であって保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間…を合算した期間が10年以上であるものは、…同条ただし書に該当しないもの…とみなす」と規定している。
- 2 老齢厚生年金について、厚年法第42条は、「被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。」とし、第1号は「65歳以上であること」、第2号は「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年以上であること」と規定している。
- 3 上記1(2)掲記の合算対象期間として、日本人の海外居住期間(昭和61年3月31日以前の期間)に関しては、「日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間(昭和36年4月1日以後で20歳以上60歳未満の期間に限る。)」について、合算対象期間に算入するとされている(昭和60年法律第34号附則第8条第5項第9号)。
- 4 本件における問題点は、前記1ないし3に記載した関係法令の規定等に照らして、請求人の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間(以下「本件対象期間」という。)が

10年（120月）以上あるかどうかである。なお、保険料納付済期間が〇月であることについては争いがない。

第2 当審査会の判断

1 「略」

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 海外在住期間を合算対象期間として取り扱う場合の、日本国内に住所を有しなかった期間の事実確認は、「日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について」（平成24年6月14日年管管発0614第6号通知）において、① 戸籍の附票の写し、② 旅券法に規定する旅券の写し、③ 滞在国が交付した居住証明書、④ 滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書、⑤ その他上記に掲げる書類に準ずるもの、で行うこととされている。

本件で上記通達掲記の資料である請求人の戸籍の附票（平成〇年 〇月〇日に「〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇-〇号」に住所を定めたとされている以外住所に係る記載はなく、告知書によると、上記戸籍の附票について「上記の改製された戸籍の附票は、住民基本台帳法施行令第34条第1項に基づく保存期間の経過によって廃棄したため、交付できません。」とされている。）では、請求人の海外居住歴を確認することができず、また、日本国旅券及び日本人出帰国記録マスタファイル（以下「マスタファイル」という。）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に帰国していることが認められるが、日本国を出国した年月日が確認できない。ただし、マスタファイルによる管理が始まったのは〇年（昭和〇年）〇月〇日からのため、その1年経過後以降、帰国日までの期間を合算対象期間と認めることが可能となり、請求人の場合、〇年（昭和〇年）〇月から〇年（昭和〇年）〇月までの〇月を合算対象期間として認めることは可能であるが、それより

遡って請求人の海外居住期間を確認することはできない。

- (2) しかしながら、上記各資料に、請求人の本件公開審理における陳述を総合すると、次の事実を認めるのが相当である。

① 請求人（昭和〇年〇月〇日生れ）は、高校卒業まで〇〇に居住していたが、高校卒業後で、〇歳になった頃の昭和〇年（〇年）に、農業移民としてブラジル国に渡航し、同年〇月〇日に同国の〇港に到着した。

② ブラジル国到着後、最初の約〇年は身元引受人になってくれた人物の営んでいたマッシュルーム栽培を手伝い、その後の約〇年半は、〇〇にてバラ栽培等を行った。しかしその間に体調を崩してしまったことから農業を辞め、その後は〇〇に転居して、レストランのボーイ、個人タクシーの運転手などの職に就いて生活を続けて、約〇年をブラジル国で過ごした。

請求人は、この間日本に戻ることはなかった。

③ 請求人は、〇年（昭和〇年）〇月〇日に、大型バス、貨物自動車、職業上の専門家としてのブラジル国運転免許証を取得した。

また、請求人は、〇〇にて、〇年（昭和〇年）〇月〇日付けで、永住外国人身分証明書（発行機関は、〇〇局（〇）、上陸場所は〇、その日付は〇年〇月〇日と記載されている。）を取得した。請求人が上記永住外国人身分証明書を、ブラジル入国当初に取得しなかった理由は、移民した当初、〇〇（都会であり日本語が通じる。）とは遠く離れた土地で農業等に従事していたので、かかる証明書を取得するのが容易ではなかったことなどであった。なお、請求人は、同身分証明書の原本を、〇年（昭和〇年）〇月〇日に、ブラジル国に、日本に帰国するため返還した。

- ④ 請求人は、タクシーの運転手をしていた際の乗客らから、日本が景気がよいとの話を聞いたことから、帰国の決心をし、○年（昭和○年）○月○日に日本に帰国した
- ⑤ 請求人は、日本に帰国後、一度は両親や兄弟のいる○○に帰ったが、その後○○に出て、しばらく友人宅に居住しながら就職し、昭和○年○月○日には住所を○○区○○○-○-○-○として住民登録し、平成○年○月○日からは肩書地住所に居住している。
- (3) 以上の認定事実によれば、請求人は、昭和○年○月（20歳に達した月）から昭和○年○月までの間、海外に居住していたと認めることができるので、そうすると、本件対象期間は、下記のとおり合算して10年（120月）以上となると認める。

記

海外居住期間（合算対象期間）

○月（昭和○年○月から昭和○年○月）	
保険料納付済期間	○月
合計	○月

- (4) 以上によれば、請求人は、保険料納付済期間と合算対象期間とを合算した期間が10年以上であり、老齢給付の支給要件を満たしていることとなるから、請求人には老齢給付が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではないから、これを取り消すこととする。
- 以上の理由によって、主文のとおり裁決する。